

第1四半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した第1四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

ラックホールディングス株式会社

(E05720)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
(1) 【株式の総数等】	9
【株式の総数】	9
【発行済株式】	9
(2) 【新株予約権等の状況】	14
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	14
(4) 【ライツプランの内容】	14
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	14
(6) 【大株主の状況】	14
(7) 【議決権の状況】	15
【発行済株式】	15
【自己株式等】	15
2 【株価の推移】	15
【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【四半期連結財務諸表】	17
(1) 【四半期連結貸借対照表】	17
(2) 【四半期連結損益計算書】	19
【第1四半期連結累計期間】	19
(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】	20

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】	22
【表示方法の変更】	22
【簡便な会計処理】	22
【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】	22
【追加情報】	23
【注記事項】	25
【事業の種類別セグメント情報】	27
【所在地別セグメント情報】	27
【海外売上高】	27
【セグメント情報】	28
2 【その他】	31
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	32
レビュー報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第4期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	ラックホールディングス株式会社
【英訳名】	LAC Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三柴元
【本店の所在の場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番1号
【電話番号】	03(6757)0100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 中川孟
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区平河町二丁目16番1号
【電話番号】	03(6757)0100(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 中川孟
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第4期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第3期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成22年 4月1日 至平成22年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	7,218	7,097	32,215
経常利益又は経常損失() (百万円)	428	185	407
四半期(当期)純損失()(百 万円)	444	241	412
純資産額(百万円)	5,058	6,340	6,749
総資産額(百万円)	21,658	21,759	22,049
1株当たり純資産額(円)	191.88	167.39	182.71
1株当たり四半期(当期)純損失 金額()(円)	16.88	11.34	18.57
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	23.3	29.1	30.6
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,877	504	2,493
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	167	219	1,248
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	866	690	1,336
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	3,306	1,968	2,375
従業員数(人)	1,675	1,576	1,579

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第3期第1四半期連結累計(会計)期間については1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第3期および第4期第1四半期連結累計(会計)期間については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

4. 第3期および第4期第1四半期連結累計(会計)期間の1株当たり四半期(当期)純損失金額および1株当たり純資産額は、普通株式に係る数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	1,576
---------	-------

（注）1．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、常用パートを含む。）であります。

2．従業員数は、使用人兼務役員13名は含まず、執行役員18名は含んでおります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	125
---------	-----

（注）1．従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、常用パートを含む。）であります。

2．従業員数は、執行役員9名を含んでおります。

3．従業員数が当第1四半期会計期間において37名増加しておりますが、その主な理由は、平成22年6月1日付で連結子会社の管理部門所属社員が当社に出向または転籍したことによるものです。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
システムインテグレーションサービス事業(千円)	2,307,988	98.9
セキュリティソリューションサービス事業(千円)	551,663	94.2
ディーラー事業(千円)	581,553	117.6
報告セグメント計(千円)	3,441,205	100.8
その他(千円)	-	-
合計(千円)	3,441,205	100.8

(注) 1. セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期連結会計期間における受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
システムインテグレーションサービス事業	3,900,660	128.5	3,250,539	115.3
セキュリティソリューションサービス事業	1,146,298	79.5	2,625,813	124.1
ディーラー事業	3,127,811	112.3	5,869,647	109.9
報告セグメント計(千円)	8,174,769	112.6	11,745,999	114.3
その他(千円)	-	-	-	-
合計	8,174,769	112.6	11,745,999	114.3

(注) 1. 上記の金額は、販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比(%)
システムインテグレーションサービス事業(千円)	2,794,790	104.1
セキュリティソリューションサービス事業(千円)	886,304	95.7
ディーラー事業(千円)	3,416,406	94.7
報告セグメント計(千円)	7,097,501	98.3
その他(千円)	300	-
合計(千円)	7,097,801	98.3

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

--	--	--

相手先	前第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
日本アイ・ピー・エム株式会社	1,319,219	18.3	1,377,773	19.4
みずほ情報総研株式会社	698,412	9.7	729,334	10.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は変更等はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間におけるわが国経済は、輸出は緩やかに増加し、生産も回復に向かうなど景気は着実に持ち直してきており、自律回復への基盤が整いつつありますが、失業率が高水準で推移するなど依然として厳しい状況にあります。

当社グループの属する情報サービス業界では、企業のIT投資の一部に改善が見られるものの、先行きの不透明感が残るなか、新規投資案件の凍結や延期に加え、案件の小型化、投資規模の見直し、提供サービス価格の低減要請など、引き続き厳しい受注環境で推移いたしました。

このような状況のもと、当社はグループ全体の業務の合理化など効率的経営の推進と、事業シナジーの創出を加速するため、平成22年5月に都内に分散していた当社および当社グループ各社を千代田区平河町に集約するとともに、平成22年6月より経営管理機能および購買・営業管理業務を当社に集約し、間接業務の標準化と効率化に向けた体制を整備いたしました。また、平成22年5月31日にお知らせしたとおり、グループ全体の今後の経営戦略、経営資源の適正な配分の観点を考慮し、保険業に特化したコンサルティングおよびシステム開発事業を展開してきた当社子会社の「株式会社保険システム研究所」の株式を、平成22年7月1日付で中国の「海輝軟件国際集团公司」グループの「海輝軟件（大連）有限公司」に譲渡いたしました。

当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高はディーラー事業のHW/SW販売の減少などにより70億97百万円（前年同四半期比1.7%減）となりました。利益面ではサービス売上比率の増加や原価低減により売上総利益が前年同四半期に比べ1億54百万円増加し、また、オフィス集約効果により販売費及び一般管理費が71百万円減少したため、営業損失は1億41百万円（前年同四半期は営業損失3億68百万円）、経常損失は1億85百万円（前年同四半期は経常損失4億28百万円）、四半期純損失はオフィス集約に伴う引越し費用や什器等の廃棄費用を特別損失として計上したことなどにより、2億41百万円（前年同四半期は四半期純損失4億44百万円）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

システムインテグレーションサービス事業（SIS事業）

開発サービスは、銀行関連や一部製造業などで回復傾向があるものの、保険業、証券業、および人材派遣業などの開発案件が減少し、売上高は24億76百万円（前年同四半期比1.0%減）となりました。

ソリューションサービスは、前期に受注した自治体向け新規案件が寄与し、売上高は1億50百万円（同94.1%増）となりました。

関連商品は、請負案件のサーバー機器やネットワーク機器の販売や保守契約更新などにより、売上高は1億67百万円（同58.1%増）となりました。

この結果、SIS事業の売上高は27億94百万円（同4.1%増）となりました。

セキュリティソリューションサービス事業（SSS事業）

コンサルティングサービスは、セキュリティ教育関連サービスや頻発するセキュリティ事故に伴う緊急対応サービスの受注が順調だったものの、官公庁向けコンサルティング案件の受注の大幅な減少により、売上高は1億95百万円（前年同四半期比31.1%減）となりました。

構築サービスは、教育機関向けネットワーク構築の受注や、監視用機器の導入サービスなどにより、売上高は28百万円（同33.6%増）となりました。

運用監視サービスは、監視サービスにおいて既存案件の契約更新が順調に推移し、診断サービスの受注も増加したことにより、売上高は5億円（同8.5%増）となりました。

関連商品は、監視サービスに付随する商品の販売や保守更新の受注により、売上高は1億61百万円（同1.3%増）となりました。

この結果、SSS事業の売上高は8億86百万円（同4.3%減）となりました。

ディーラー事業

HW/SW販売は、主要なお客様である金融機関のIT投資の回復が進まず、前期からの仕掛案件が減少するなど、受注が伸び悩み、売上高は12億90百万円（前年同四半期比14.2%減）となりました。

SEサービスは、HW/SW販売の減少により導入サービスの受注が伸びず、売上高は5億66百万円（同7.6%減）となりました。

保守サービスは、保守更新の受注に加え、ネットワーク構築などサービス提供領域の拡大により、売上高は15億59百万円（同4.6%増）となりました。

この結果、ディーラー事業の売上高は34億16百万円（同5.3%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、19億68百万円となり、前連結会計年度末と比較して4億6百万円の減少となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は5億4百万円（前年同四半期連結会計期間は18億77百万円の獲得）となりました。これは主に税金等調整前四半期純損失2億69百万円に減価償却費1億円、のれん償却額1億87百万円、売上債権の減少額21億39百万円、仕入債務の減少額13億52百万円等を反映したものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は2億19百万円（前年同四半期連結会計期間は1億67百万円の使用）になりました。これは主に有形固定資産の取得による支出2億89百万円、ソフトウェアの取得による支出1億36百万円、子会社株式の売却による収入2億円等を反映したものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は6億90百万円（前年同四半期連結会計期間は8億66百万円の使用）となりました。これは主に短期借入金の純減少額2億37百万円、長期借入金の返済による支出1億95百万円、社債の償還による支出67百万円、配当金の支払額1億86百万円等を反映したものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、10百万円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において主要な設備における重要な異動は、次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物	工具、器具及び備品	リース資産	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都千代田区)	全社	当社グループ各社の集約に伴うオフィス関連設備投資	252,378	6,311	227,420	260	486,370	125

(注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について完了したものは、次のとおりであります。

会社名	事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	完了年月
ラックホールディングス株式会社	本社	東京都千代田区	セキュリティソリューションサービス事業 システムインテグレーションサービス事業 ディーラー事業	当社グループ各社の集約に伴うオフィス関連設備投資	平成22年6月

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
A種優先株式	10
計	100,000,000

(注) 会社法の下では、発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致する必要はないものとされ、当社におきましても発行可能種類株式総数の合計は発行可能株式総数と一致いたしません。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	26,683,120	26,683,120	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株式数 100株
A種優先株式(当該優先株式は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。)	10	10	非上場	(注)1~3
計	26,683,130	26,683,130	-	-

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) 普通株式の株価の下落により、取得価額が下方に修正され取得請求権が行使された場合、交付される普通株式数が増加します。

(2) 取得価額の修正の基準及び頻度

毎年5月15日および11月15日の年2回を取得価額修正日とし、取得価額はそれぞれの取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の大阪証券取引所JASDAQ市場における終値の平均値の90%に修正されます。

(3) 取得価額の下限及び取得請求権の行使により交付されることとなる普通株式の株式数の上限

上記(2)に基づき算出される、提出日の前月末日現在の取得価額は175円80銭となりますが、下記「3」

(5) 普通株式を対価とする取得請求権 交付価額」に記載のとおり取得価額の下限は当初取得価額244円90銭の65%である159円20銭となります。

取得請求権が行使された場合、以下に基づき算出される数が普通株式として交付されることとなりますが、下記「2.(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容」に記載のとおり普通株式を対価とする取得請求権の行使は、金銭を対価とする取得請求権の行使が不可能であると合理的に判断される場合にのみその行使が認められております。

なお、平成22年6月30日を取得請求の日と仮定して取得請求権が行使された場合で、かつ、金銭を対価とする行使が不可能であると合理的に判断された場合に交付される普通株式の数を以下の算式に基づき算出すると11,654,526株(同日の普通株式の発行済株式総数の43.68%)となります。

$$\text{交付される普通株式の数} = \frac{\text{払込金額} + \text{前事業年度の優先配当金額} + \text{累積未払配当金額} + \text{経過済日割配当金額}}{\text{取得価額}}$$

(4) 当社の決定による本優先株式の取得を可能とする旨の条項

当社は定款において、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部または一部を取得することができることとされておりますが、当社は、本優先株式の所有者との間で本優先株式の発行及び引受けに関する引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結しており、本引受契約において、取得条項を発動できるのは平成23年5月31日以降と制限されております。

2. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、定款においていつでも本優先株式に係る普通株式対価の取得請求権を行使できるとしておりますが、本引受契約において、普通株式対価の取得請求権は、金銭対価の取得請求権行使が不可能であると合理的に判断される場合にのみその行使が認められ、また、金銭対価の取得請求権は、平成26年11月30日の経過、本引受契約上の重大な義務違反、当社支配権の変動等の重大な事由が発生した場合にのみ、所定の手続きを経て行使が可能となることとされております。このように、本優先株式については、本引受契約に基づき、取得請求権行使の制限がなされておりますが、所有者は、本優先株式の取得請求権を行使できる場合においても、実務上可能な限り市場および当社の財務状態等に配慮して、本優先株式の発行要項および本引受契約等の定めに従い本優先株式の保有、金銭または当社普通株式を対価とする取得請求権の行使、普通株式が交付された場合の交付された普通株式の売却等に努めるとの確認をしております。

(2) 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

本優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受ける必要があります。

(3) 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

(4) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

3. A種優先株式の内容は次のとおり定款に定めております。

(1) 単元株制度は採用しておりません。

(2) 優先配当金

優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）または本優先株式の登録株式質権者（以下「本優先登録株式質権者」という。）に対し、各事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、本優先株式1株につき下記に定める額の配当金（以下「優先配当金」という。）を支払う。但し、当該事業年度において下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

優先配当金の額

ある事業年度についての優先配当金の額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した金額（以下「優先配当金額」という。）とする。

但し、1年に満たない事業年度については、優先配当金額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した額を、当該事業年度の日数で日割り計算した額（1年を365日と仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。）（以下、当該1年に満たない事業年度終了日現在における日割配当額を「経過済日割配当額」という。）とする。なお、払込期日を含む事業年度については、優先配当金額は、払込金額に9.80%を乗じて算出した額を、払込期日から当該事業年度終了日までの日数で日割り計算した額（1年を365日と仮定して計算し、円位未満を切り捨てる。）とする。

優先中間配当金

当社は、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下「中間配当」という。）を行うときは、当年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、当年9月末日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、上記に定める優先配当金額の2分の1を限度として、取締役会の決議で定める金額の優先中間配当金（以下「優先中間配当金」という。）を支払うものとする。

累積条項

ある事業年度における剰余金の配当として本優先株主または本優先登録株式質権者に対して支払う1株当たりの剰余金の配当（中間配当を含む。）の額が上記に定める優先配当金額に達しないときは、その不足額（以下「未払配当金」という。）は翌事業年度以降に累積し、当該事業年度の翌事業年度の初日（以下「累積基準日」という。）（同日を含む。）以降、実際に累積した不足額（以下「累積未払配当金」という。）の全部が支払われた日（以下「累積支払日」という。）（同日を含む。）まで、下記に従って、年率9.80%の利率で1年毎の複利計算により計算する。なお、累積未払配当金については、当該翌事業年度以降、優先配当金、優先中間配当金ならびに普通株主および普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、本優先株主または本優先登録株式質権者に対して配当する。

< 累積未払配当金 >

$$\text{累積未払配当金} = \text{未払配当金} \times (1 + 0.098)^{m + (m' \div 365)}$$

なお、累積基準日（同日を含む。）から累積支払日（同日を含む。）までの日数を「m年とm'日」とする。但し、累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が支払われた場合（以下、累積支払日までの間に支払われた累積未払配当金を「支払済累積未払配当金」という。）には、次の算式に従って計算される金額を累積未払配当金から控除する。累積支払日までの間に累積未払配当金の一部が複数回にわたって支払われた場合には、支払済累積未払配当金のそれぞれにつき、控除金額を計算し控除する。

$$\text{控除金額} = \text{支払済累積未払配当金} \times (1 + 0.098)^{p + (p' \div 365)}$$

なお、実際に支払済累積未払配当金を支払った日（同日を含む。）から累積支払日（同日を含む。）までの日数を「p年とp'日」とする。

非参加条項

本優先株主または本優先登録株式質権者に対しては、優先配当金または優先中間配当金を超えて剰余金の配当または中間配当を行わない。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、本優先株式1株につき、払込金額、残余財産の分配に関する清算人の決定または清算人会の決議の日の属する事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額（清算人の決定または清算人会の決議の時点で支払われていない場合）、当該清算人の決定または清算人会の決議の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに当該清算人の決定または清算人会の決議の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払う。

当社は、本優先株主または本優先登録株式質権者に対し、上記に規定する支払のほか、残余財産の分配を行わない。

(4) 金銭を対価とする取得請求権

請求期間

本優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部または一部の取得を請求することができる。

優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の内容および額

当社は、本優先株式1株につき、取得請求の日における払込金額、当該事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額（取得請求の時点で支払われていない場合）、取得請求の日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに取得請求の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うものとする。なお、法令の範囲を超えて本優先株主から取得請求があった場合、取得すべき本優先株式は抽選その他の合理的な方法により決定する。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

請求期間

本優先株主は、いつでも、法令の範囲内で、かつ当社定款第6条に従い当社株主総会で決議された募集する普通株式の上限数を限度として、下記ないしに定める条件で、当社が本優先株式を取得すると引換えに、当社の普通株式を交付することを請求することができる。なお、本優先株主に交付される普通株式数の算出に際し1株未満の端数が生じたときは、会社法第167条第3項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額にその端数を乗じて得た額に相当する金銭を本優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付すべき普通株式数

当社は、次に定める条件により当社の普通株式を交付するものとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 =

上記(4) で定める本優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の額 ÷ 交付価額

交付価額

当初交付価額は244.9円とし、交付価額は、2010年5月15日以降の毎年5月15日および11月15日（以下それぞれ「交付価額修正日」という。）に、交付価額修正日における時価の90%に相当する金額（以下「修正後交付価額」という。）に修正されるものとする。但し、修正後交付価額が当初交付価額の65%（以下「下限交付価額」という。）を下回るときは、修正後交付価額は下限交付価額とする。なお、交付価額が、下記により調整された場合には、下限交付価額についても同様の調整を行うものとする。上記「時価」とは、当該交付価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の当社の普通株式が上場されている金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

交付価額の調整

- (a) 当社は、本優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「交付価額調整式」という。）をもって交付価額（上記に基づく修正後の交付価額を含む。）を調整する。

$$\text{調整後交付価額} = \text{調整前交付価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

なお、交付価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)()ないし()の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の交付価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する普通株式数を控除したものとす。交付価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。交付価額調整式で使用する「1株あたりの払込金額」は、下記(b)()の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)()および()の場合は0円とし、下記(b)()の場合は下記(b)()で定める対価の額とする。

- (b) 交付価額調整式により本優先株式の交付価額の調整を行う場合およびその調整後の交付価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 下記(c)()に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社が交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）

調整後の交付価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、当社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式分割をする場合

調整後の交付価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

() 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに下記(c)()に定める時価を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または下記(c)()に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の交付価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の交付価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして交付価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の併合をする場合

調整後の交付価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

() 上記()における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (c) () 交付価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

() 交付価額調整式で使用する時価は、調整後の交付価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引

日の当社の普通株式が上場されている金融商品取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。

(d) 上記(b)に定める交付価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社の取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な交付価額の調整を行う。

() 当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部または一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために交付価額の調整を必要とするとき。

() 交付価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の交付価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

() その他当社の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により交付価額の調整を必要とするとき。

(e) 交付価額調整式により算出された調整後交付価額と調整前交付価額との差額が1円未満の場合は、交付価額の調整は行わないものとする。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(f) 上記(a)ないし(e)により交付価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の交付価額、調整後の交付価額およびその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された本優先株主に通知する。但し、その適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(6) 取得条項

取得事由

当社は、いつでも、法令の範囲内で、本優先株式の全部または一部を取得することができる。

優先株式1株の取得と引換えに交付する財産の内容および額

当社は、本優先株式1株につき、取得の日における払込金額、当該事業年度において支払われるべき前事業年度についての優先配当金額（取得の時点で支払われていない場合）、取得日を支払日と仮定して算出した累積未払配当金の額、ならびに取得の日を当該事業年度の終了日と仮定して算出した経過済日割配当額の合計額に相当する金額の金銭を支払うものとする。

取得する優先株式の一部の決定方法

当社は、本優先株式の一部を取得する場合、抽選その他の合理的な方法により当該一部を決定する。

(7) 議決権

本優先株主は、当社の株主総会において議決権を有しない。

(8) 種類株主総会における議決権

本優先株式については、会社法第322条第1項第1号に定める場合を除き、同項各号に定める種類株主総会の決議を要しない。

(9) 譲渡制限

本優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。

(10) 株式の併合または分割、新株引受権等の有無

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。

当社は、本優先株主に対し、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第4四半期会計期間 (平成22年1月1日から 平成22年3月31日まで)	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

(注) 第1四半期会計期間の末日までに権利行使がなされた行使価額修正条項付新株予約権付社債券等はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日	-	普通株式 26,683,120 A種優先株式 10	-	1,000	-	250

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 10	-	(注)3
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,096,600	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,277,700	252,777	-
単元未満株式	普通株式 308,820	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	26,683,130	-	-
総株主の議決権	-	252,777	-

(注)1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社所有の自己株式であります。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,100株(議決権の数11個)含まれております。

3. A種優先株式の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(1)株式の総数等」に記載のとおりであります。

【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ラックホールディングス株式会社	東京都港区東新橋1丁目5-2 汐留シティセンター	1,096,600	-	1,096,600	4.10
計	-	1,096,600	-	1,096,600	4.10

(注)当第1四半期会計期間末の自己株式数は、1,096,950株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	204	199	218
最低(円)	190	182	186

(注)最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人アヴァンティアによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,968,810	2,375,516
受取手形及び売掛金	3,917,002	6,058,292
商品	264,575	315,508
仕掛品	564,089	303,366
貯蔵品	1,083	1,152
前払費用	2,961,461	1,603,328
その他	708,670	442,968
貸倒引当金	11,970	13,492
流動資産合計	10,373,724	11,086,641
固定資産		
有形固定資産	¹ 1,488,040	¹ 950,385
無形固定資産		
のれん	4,123,993	4,312,052
その他	910,682	602,703
無形固定資産合計	5,034,676	4,914,756
投資その他の資産	4,863,347	5,097,802
固定資産合計	11,386,064	10,962,944
資産合計	21,759,789	22,049,585
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,921,719	3,274,232
短期借入金	² 1,225,000	² 1,462,500
1年内返済予定の長期借入金	880,000	880,000
1年内償還予定の社債	234,000	234,000
未払法人税等	24,852	167,093
前受収益	2,876,855	1,749,346
賞与引当金	32,658	55,242
受注損失引当金	11,634	11,321
本社移転損失引当金	220,877	532,149
その他	1,618,681	776,934
流動負債合計	9,046,279	9,142,819
固定負債		
社債	417,000	484,000
長期借入金	5,400,000	5,595,000
退職給付引当金	46,854	45,619
負ののれん	6,596	7,146
その他	502,125	25,061
固定負債合計	6,372,576	6,156,826
負債合計	15,418,855	15,299,646

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金	5,675,847	5,675,851
利益剰余金	83,912	544,354
自己株式	298,763	298,699
株主資本合計	6,460,996	6,921,506
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	121,041	175,009
繰延ヘッジ損益	-	3,374
為替換算調整勘定	8,271	2,592
評価・換算差額等合計	129,313	180,976
少数株主持分	9,250	9,409
純資産合計	6,340,933	6,749,939
負債純資産合計	21,759,789	22,049,585

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	7,218,694	7,097,801
売上原価	5,959,184	5,683,699
売上総利益	1,259,509	1,414,101
販売費及び一般管理費	1,627,733	1,555,862
営業損失()	368,224	141,760
営業外収益		
受取利息	87	100
受取配当金	9,892	15,119
負ののれん償却額	549	549
その他	6,137	5,561
営業外収益合計	16,668	21,331
営業外費用		
支払利息	49,592	37,578
支払手数料	19,656	24,095
その他	8,101	3,832
営業外費用合計	77,350	65,507
経常損失()	428,907	185,935
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	1,529
特別利益合計	-	1,529
特別損失		
固定資産除却損	-	35,932
投資有価証券評価損	30,000	-
事務所移転費用	-	48,509
特別退職金	-	352
特別損失合計	30,000	84,794
税金等調整前四半期純損失()	458,907	269,200
法人税、住民税及び事業税	29,341	12,535
法人税等調整額	43,042	41,269
法人税等合計	13,700	28,734
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	240,466
少数株主利益又は少数株主損失()	874	944
四半期純損失()	444,331	241,410

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	458,907	269,200
減価償却費	106,854	100,504
のれん償却額	187,509	187,509
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,333	1,529
賞与引当金の増減額(は減少)	39,435	22,584
受注損失引当金の増減額(は減少)	28,231	312
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,383	2,163
受取利息及び受取配当金	9,980	15,220
支払利息	49,592	37,578
為替差損益(は益)	23	1,955
固定資産除却損	-	35,932
投資有価証券評価損益(は益)	30,000	-
事業所移転費	-	48,509
売上債権の増減額(は増加)	2,690,533	2,139,381
たな卸資産の増減額(は増加)	134,825	212,338
その他の流動資産の増減額(は増加)	1,358,797	1,328,890
仕入債務の増減額(は減少)	906,215	1,352,512
未払消費税等の増減額(は減少)	9,651	68,131
その他の流動負債の増減額(は減少)	1,966,471	1,662,975
その他	13,368	116,618
小計	2,120,327	829,798
利息及び配当金の受取額	9,887	15,396
利息の支払額	50,270	38,250
移転費用の支払額	-	47,554
法人税等の支払額	202,089	255,150
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,877,855	504,239

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	45,330	289,483
ソフトウェアの取得による支出	61,079	136,493
投資有価証券の取得による支出	13,961	-
子会社株式の売却による収入	-	200,000
貸付けによる支出	20,000	8,716
貸付金の回収による収入	1,347	21,420
敷金及び保証金の差入による支出	29,808	6,154
敷金及び保証金の回収による収入	1,268	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	167,565	219,406
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	1,721	4,762
短期借入金の純増減額(は減少)	540,000	237,500
長期借入金の返済による支出	195,000	195,000
社債の償還による支出	67,000	67,000
自己株式の売却による収入	4	9
自己株式の取得による支出	49	77
配当金の支払額	62,923	186,156
少数株主への配当金の支払額	276	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	866,966	690,487
現金及び現金同等物に係る換算差額	830	1,051
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	844,154	406,705
現金及び現金同等物の期首残高	2,462,693	2,375,516
現金及び現金同等物の四半期末残高	3,306,848	1,968,810

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これに伴い、前連結会計年度末において計上している本社移転損失引当金のうち、旧オフィスの原状回復に係る債務299,300千円を資産除去債務として引き継いでおります。なお、当第1四半期連結会計期間において、当該債務と敷金及び保証金を全額相殺しているため四半期連結貸借対照表には計上されておられません。 これによる、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
(四半期連結損益計算書)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
 該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
 該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
 (自 平成22年4月1日
 至 平成22年6月30日)

(連結子会社株式の譲渡)

当社は、平成22年5月31日開催の取締役会において、当社の100%子会社である株式会社保険システム研究所の発行済株式全てを、海輝軟件(大連)有限公司に譲渡することを決議し、平成22年7月1日に株式の譲渡を完了しております。

1. 株式譲渡の理由

当社は、今後ますます競争が激化するITサービス業界において、経営資源の「選択と集中」施策を戦略的に推進し、企業価値の向上を目指しております。

当社は平成20年4月1日にグループ事業会社の再編成を行い、イー・アンド・アイシステム株式会社の子会社であった株式会社保険システム研究所(以下ISL)を当社の完全子会社とし、ISLと当社グループ事業とのシナジー効果を発揮させるべく事業展開に取り組んでまいりました。

こうした状況において、当社はグループ全体の今後の経営戦略を鑑みて、事業および財務の効率化など経営資源の適正な配分の観点も考慮しつつ、ISLの位置づけについて様々な可能性を検討しておりました。

わが国における金融業界の変革のなか、保険業におけるコンサルティングおよびシステム開発事業を展開するISLの成長戦略の推進に向け、国際的な展開において中国国内にオフショア拠点を有し、金融サービス業界に対しシステムインテグレーション(SI)サービスおよびビジネスプロセスアウトソーシング(BPO)サービスを提供している海輝軟件国際集团公司グループの海輝軟件(大連)有限公司へISLの株式譲渡を行うことが最適であり、また、当社グループの国際的な展開においても同グループとの関係強化が図れ、双方にとってのメリットも大きいものと判断いたしました。

2. 譲渡する子会社の概要

(1) 商号	株式会社保険システム研究所	
(2) 本店所在地	東京都中央区日本橋箱崎町17番9号 升喜ビル6F (現住所:東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 小田急第一生命ビル 4F)	
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平林 雄三	
(4) 事業内容	保険関連のコンサルティングおよびシステム開発	
(5) 資本金の額	50,000千円	
(6) 設立年月日	平成5年7月30日	
(7) 上場会社と当該会社との関係等	資本関係	当社は、ISLの発行済株式の100%を所有しており、ISLは当社の連結子会社であります。
	人的関係	当社の取締役1名がISLの取締役を、従業員1名が監査役を兼務しております。
	取引関係	当社は、ISLの経営指導および事務・間接業務の一部を受託しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

当第1四半期連結会計期間
(自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日)

3. 株式譲渡先の概要

(1) 商号	海輝軟件(大連)有限公司 (英文表記 HiSoft Technology (Dalian) Co., Ltd.)
(2) 本店所在地	大連市高新園区礼賢街33号
(3) 代表者の役職・氏名	總經理 王 久長
(4) 事業内容	ITサービス、R&Dサービス、BPOサービス
(5) 資本金の額	2,100万米ドル
(6) 設立年月日	2004年7月27日
(7) 上場会社と当該会社の関係等	資本関係、人的関係、取引関係、関連当事者への該当状況において該当事項はありません。

4. 譲渡株式数、譲渡価額および譲渡前後の所有株式の状況

- (1) 異動前の所有株式数 958株(議決権の数:958個、所有割合:100%)
- (2) 譲渡株式数 958株(議決権の数:958個、譲渡価額:200百万円)
- (3) 異動後の所有株式数 0株(議決権の数:0個、所有割合:0%)
- (4) 譲渡価額の算定根拠

譲渡価格につきましては、ISLの直近の純資産、事業計画、収益力、業績等様々な要素を総合的に勘案し、当事者間において協議のうえ決定しております。

5. 日程

- 取締役会決議 平成22年5月31日
- 株式譲渡完了日 平成22年7月1日

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,276,272千円 であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、1,253,647千円 であります。
2 当社及び㈱アクセスにおいては、運転資金の効率的 な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約およ び貸出コミットメント契約を締結しております。これ ら契約に基づく当第1四半期連結会計期間末の借入未 実行残高は次のとおりであります。	2 当社及び㈱アクセスにおいては、運転資金の効率的 な調達を行うため、取引銀行8行と当座貸越契約およ び貸出コミットメント契約を締結しております。これ ら契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は 次のとおりであります。
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額
3,920,000千円	3,920,000千円
借入実行残高	借入実行残高
1,050,000千円	1,250,000千円
差引額	差引額
2,870,000千円	2,670,000千円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次 のとおりであります。
給料手当及び賞与	給料手当及び賞与
720,132千円	626,559千円
退職給付費用	退職給付費用
31,938千円	31,242千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借 対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定	現金及び預金勘定
3,306,848	1,968,810
預入期間が3ヶ月を超える定期 預金	預入期間が3ヶ月を超える定期 預金
-	-
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
3,306,848	1,968,810

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 26,683,120株
A種優先株式 10株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,096,950株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	153,519	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金
	A種優先株式	65,512	6,551,232.00	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	システムインテグレーションサービス事業 (千円)	セキュリティソリューションサービス事業 (千円)	ディーラー事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	2,685,086	926,189	3,607,417	7,218,694	-	7,218,694
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	15,133	4,737	19	19,890	19,890	-
計	2,700,219	930,926	3,607,437	7,238,584	19,890	7,218,694
営業利益又は営業損失()	146,420	19,626	107,321	19,472	387,696	368,224

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各区分に属する主要な事業内容

事業区分	事業内容
システムインテグレーションサービス事業	情報システムに関するコンサルティングサービス、情報システムの設計、開発・構築、運用・保守サービス等の提供、および商品販売取引
セキュリティソリューションサービス事業	情報セキュリティ対策の策定・導入・運用支援、個人情報漏洩緊急対応、セキュリティ構築・運用監視・セキュリティ診断・データベースセキュリティ等のサービスの提供、およびセキュリティ関連性商品販売
ディーラー事業	情報システム関連ハードウェアおよびソフトウェアの販売、ITソリューションの提案、情報システム環境の設計、システム要件の定義、システム設計、ハードウェアおよびソフトウェアの導入、システムの保守等情報システムに関連する商品の販売、サービスの提供、および保守サービスの提供

3. 事業区分の追加

前第2四半期連結累計期間より、新たにディーラー事業を追加しておりますが、これは連結子会社の増加によりセグメントを追加したことによるものであります。

4. 会計処理の方法の変更

前第1四半期連結累計期間

該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

本邦の売上高は、全セグメントの売上高の合計に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「システムインテグレーションサービス事業」、「セキュリティソリューションサービス事業」及び「ディーラー事業」の3つを報告セグメントとしております。

「システムインテグレーションサービス事業」は、基盤系システムや業務系アプリケーションシステム、Web系アプリケーションシステムなどの設計・開発・保守、およびIDC（インターネット・データセンター）サービスを提供しております。

「セキュリティソリューションサービス事業」は、お客様の情報セキュリティ強化に向けたコンサルティングや情報セキュリティ教育、システム環境の構築、ホームページやサーバーの診断、および運用監視サービスを提供しております。

「ディーラー事業」は、大型システムからPCサーバーに至る幅広い情報システム製品の販売や導入サービス、システムの構築・維持管理、ならびに保守サービスまでを一貫して提供しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	システム インテグ レーション サービス 事業	セキュ リティソ リューシ ョンサ ービス 事業	ディー ラー 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	2,794,790	886,304	3,416,406	7,097,501	300	7,097,801	-	7,097,801
セグメント間の内部売上高又は振替高	37,455	6,842	10,441	54,739	-	54,739	54,739	-
計	2,832,245	893,147	3,426,848	7,152,241	300	7,152,541	54,739	7,097,801
セグメント利益又は損失()	383,232	33,233	39,253	389,252	300	389,552	531,312	141,760

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、当社の非連結子会社に対する業務受託収入であります。

2. セグメント損失の調整額 531,312千円には、セグメント間取引消去 11,696千円および各報告セグメントに配分していない全社費用 519,615千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない当社の管理部門に係る費用であります。

3. セグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

金融商品に係る四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引のみのため該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

資産除去債務が企業集団の事業の運営において重要なものとなっておらず、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため該当事項はありません

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成22年 6 月30日)		前連結会計年度末 (平成22年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	167.39円	1 株当たり純資産額	182.71円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)		当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純損失金額	16.88円	1 株当たり四半期純損失金額	11.34円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月30日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)
四半期純損失 (千円)	444,331	241,410
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	48,865
(うち優先配当額) (千円)	(-)	(48,865)
普通株式に係る四半期純損失 (千円)	444,331	290,276
期中平均株式数 (千株)	26,322	25,586
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成21年 8月11日

ラックホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラックホールディングス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラックホールディングス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

ラックホールディングス株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

代表社員
業務執行社員 公認会計士 小笠原 直 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 木村 直人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているラックホールディングス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ラックホールディングス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。